寄付金控除と



税制優遇措置

について



当法人(公益財団法人)への寄附は、次のように税制上の優遇措置が受けられます。

※今回の「ラウドヒル計画」へのご寄附については、「公益財団法人静岡市文化振興財団への寄附」として受領させていただきます。

税制優遇措置の流れ

課税所得額が「400 万円」の方が「1 万円」をご寄附いただいた場合 ※あくまでも一例です。



ご寄附1万円

寄附の「受領書」





確定申告(源泉徴収票+寄附金受領書)

- ① 所得税の寄附金控除
 - (10,000 円 -2,000 円 $\times 20\% = 1,600$ 円
- ② 住民税の寄附金控除

(10,000円-2,000円)×10%=800円

① 1,600 円 + ② 800 円 = 2,400 円





「所得税率」は課税所得額(その年の 全ての所得から、経費や所得控除等を 差し引いた額)によって変わります。 詳しい情報は、国税庁ホームページを ご確認ください。

▶▶▶ https://www.nta.go.jp/

<条件と注意点>



- ●「年末調整」では適用されません。確定申告(還付申告)が必要です。
- ●申告の際に「受領書」が必要になりますので大切に保管してください。
- ●法人としてご寄附いただく時は、一般の寄付金の損金算入限度額とは 別に、「特別枠」が適用されます。
- ●相続財産を寄附される場合、相続税の非課税措置に加え、寄付金控除 も適用されます。
- ●申告により戻ってくる「還付金」は、4月以降に振り込まれます。

